#### 目次

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(案)

#### <u>}</u>

第一章 総則

第一節 目的

一節 目的及び定義 (第一条・第二条)

第二節 裁判所 (第三条—第十五条)

第三節 指定医療機関 (第十六条—第十八条)

第四節 保護観察所 (第十九条—第二十三条)

第二章 審判

第一節 通則 (第二十四条—第三十二条)

第二節 入院又は通院 (第三十三条―第四十八条)

第三節 退院又は入院継続 (第四十九条―第五十三条)

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長 (第五十四条―第五十八条)

第五節 再入院等 (第五十九条—第六十三条)

第六節 抗告 (第六十四条—第七十三条)

第七節 雑則 (第七十四条—第八十条)

第三章 医療

第一節 医療の実施 (第八十一条―第八十五条)

第二節 精神保健指定医の必置等(第八十六条|第八十八 . 条 )

第三節

指定

矢

療機関

の管理者の講ずる措置(第八十九条

一第九十一条)

第四節 入院者に関する措置 (第九十二条—第百一条)

第五節 雑則 (第百二条・第百三条)

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画 (第百四条・第百五条)

第二節 精神保健観察 (第百六条・第百七条)

第三節 連携等 (第百八条・第百九条)

第四節 報告等 (第百十条・第百十一条)

第五節 雑則 (第百十二条・第百十三条)

第五章 雑則 (第百十四条—第百十六条)

第六章 罰則 (第百十七条—第百二十一条)

附則

第一章 総則

第一節 目的及び定義

(目的)

第一条 この法律は、 心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を

行った者に対し、 その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、 継続的かつ適切な医 療並

びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様 の行

為の再発の防止を図り、 もってその社会復帰を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「保護者」 とは、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律

第百二十三号)第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。

2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。

刑法 (明治四十年法律第四十五号)第百八条から第百十条まで又は第百十二条に規定する行為

一 刑法第百七十六条から第百七十九条までに規定する行為

Ξ 刑法第百九十九条、第二百二条又は第二百三条に規定する行為

四 刑法第二百四条に規定する行為

五 刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十三条(第二百三十六条又は第二百三十八条に係

るものに限る。) に規定する行為

3 この法律にお いて「対象者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

公訴を提起しない処分において、 対象行為を行ったこと及び刑法第三十九条第一項に規定する者 ( 以

下「心神喪失者」という。) 又は同条第二項に規定する者 (以下「心神耗弱者」という。) であること

が認められた者

対象行為について、 刑法第三十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の

規定により刑を減軽する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判で

あって、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者

4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の

決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一 部を

指定した病院を含む。) をいう。

5

6 この法律にお 1 ) て「指定通院医 療機関」とは、 第四十二条第一項第二号又は第五十一 条第一 項第二号の

決定を受けた者の入院によらない医 療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは

診 )療所 (これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。 第十六条第二項において同じ。 )又は薬局

をいう。

第二節 裁判所

(管轄)

第三条 処遇事件 (第三十三条第一項、 第四十九条第一項若しくは第二項、 第五十条第一項、 第五十四条第

項若しくは第二項、 第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る

事件をいう。以下同じ。)は、対象者の住所、 居所若しくは現在地又は行為地を管轄する地方裁判所 の管

轄に属する。

2 同 一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、 個の処遇事件を管轄する

地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

(移送)

第四条 裁判 がは、 対象者 の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、 決定をもって、 その管轄

に 属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判 所 は、 処遇 事 |件がその管轄に属さないと認めるときは、 決定をもって、これを管轄地方裁判所 に移

送しなければならない。

(手続の併合)

第五条 同 の対 象者に対する数個 の処遇事件は、 特に必要がないと認める場合を除き、 決定をもって、 併

合して審判しなければならない。

## 精神保健審判員)

精神保健審判員は、 次項に規定する名簿に記載された者のうち、 最高裁判所規則で定めるところに

ょ り地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

厚生労働大臣は、 精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、 毎年、 政令で定めるところ

2

に より、 この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保

健 判定医」という。)の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、 別に法律で定めるところにより手当を支給し、 並びに最高裁判所規則で定めると

ころにより旅費、 日当及び宿泊料を支給する。

#### 欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに掲げる者は、 精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない

# 禁錮以上の刑に処せられた者

前号に該当する者を除くほか、 医事に関し罪を犯し刑に処せられた者

 $\equiv$ 公務員で懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過しない者

四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者

(解任)

第八条 地方裁判所は、 精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該精神保健審判員を解

任しなければならない。

前条第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき。

職 務 上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。

(職権の独立)

第九条 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。

2 精神保健 審判員は、 最 高裁判所規則で定めるところにより、 法令に従い公平誠実にその職務を行うべき

ことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十条の規定はこの法律の規定により職務を執行

百条、 人 及び する裁判官及び精神保健審判員について、 十六条第二号の決定、 七号までの 二条第三項に規定する対象者をいう。 矢 を執行 原決定」 とある 療 とあ 観察等に関 同条第四号中 審 及び 第 四 判 る の する裁判 の Ļ 観察等に関す 百十二条若 申立 規定中 は「対象者 の は 7 する法律第三条第一 をし、 対象者( 裁判の基礎」 事件」 所書記官について準用する。 事件」 しくは第四百十三条」 略式命令、 ( 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行っ 又は る法律第六十八条第二項若 の 付添人」 とあるのは とあるの 審 とあるのは「審判の基礎」 判 の 前 Ļ は 審 申立てをした者として 項に規定する処遇事件をいう。 以下同じ。)」と、 の裁 処遇事件 同条第六号中「 処遇事 判 刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定によ とある 件 この場合において、 ح あ (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行っ るの のは Ļ しくは第七十一条第二項」 は 検察官又は司法警察員 同条第五号中「 \_ と読み替えるものとする。 同条第三号中「 心 の 職務 神喪失等の状態で 前 審 を行つた」 の 審判」 以下同じ。)」と、 た者の医療及び観察等に関する法 刑事訴訟法第二十条第二号中「被告人 被告人の代理人、 Ļ 被告人」とあるのは ۲ ۲ 重大 \_ の 職務を行つ 第三百九十八条 同条第七号中「 な 他害行為 原判決」 同 弁護 条第五号か た を行っ た者 とある 人又は لح 乃至 第二百六 対 あ の 象 い り 職 第四 律第 のは た者 者」 る 補 5 矢 第 の 佐 療

Ļ

は

の

務

#### (合議制)

第十一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十六条の規定にかかわらず、 地方裁判所は、一人

の 裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをし

た事項については、この限りでない。

2 第四条第一項若しくは第二項、 第五条、 第四十条第一項若しくは第二項前段、 第四十一条第一 項、 第 四

十二条第二項、 第五十一条第二項、 第五十六条第二項又は第六十一条第二項に規定する裁判は、 前 項 の 合

議 体の構成員である裁判官のみでする。 呼出状若しくは同行状を発し、 対象者に出頭を命じ、 若しくは付

添人を付 同行状の執行を嘱託し、 若しくはこれを執行させ、 出頭命令を受けた者 の 護送を嘱託し、 又

は 第二十四条第五項前段 の規定により対象 者 の所在 の調査を求める処分についても、 同様とする。

## (裁判官の権限)

3

判

事補

ば

第

項の合議体に加わることができない。

第十二条 前 条第 項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判 所 法第七十二

条第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、 その合議体の構成員である裁判官は、 裁

判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、 裁判官が開き、 かつ、 整理する。

(意見を述べる義務)

第十三条 精神保健審判員は、 前条第二項の評議において、 その意見を述べなければならない。

(評決)

第十四条 第 十 一 条第一 項の合議体による裁判は、 裁判官及び精神保健審判員 の意見の一 致したところによ

ಠ್ಠ

(精神保健参与員)

第十五条 精神保健参与員は、 次項に規定する名簿に記載された者のうち、 地方裁判所が毎年あらかじ め選

任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、 政令で定めるところにより、 毎年、 各 地· 方裁判所ごとに、 精神保健福 祉士その他 の精

神障害者 の 保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、 当該地方裁判所に送付

しなければならない。

- 3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。
- 4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第三節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十六条 指定入院医療機関の指定は、 国 都道府県又は特定独立行政法人 ( 独立行政法人通則法 (平成十

年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。) が開設する病院であって厚 生労

働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、 その開設者の同意を得て、 厚生労働大臣が

行う。

2 指定通院医療機関 の指定は、 厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局につい

て、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第十七条 指定医 療機関は、 その指定を辞退しようとするときは、 辞退の日の一年前までに、 厚生労働大臣

にその旨を届け出なければならない。

## (指定の取消し)

第十八条 指定医療機関が、 第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときその他

第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、厚生労働大

臣は、その指定を取り消すことができる。

# 第四節 保護観察所

#### (事務)

第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

第三十八条 (第五十三条、 第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。 )に規定する生

活環境の調査に関すること。

二 第百一条に規定する生活環境の調整に関すること。

三 第百六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。

兀 第百八条に規定する関係機関相互間 の 連 携の確保に関すること。

五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

## (精神保健観察官)

第二十条 保護観察所に、精神保健観察官を置く。

2 精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的

知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。

精神保健観察官に関し必要な事項は、

政令で定める。

(管轄)

3

前二項に定めるもののほか、

第二十一条 第十九条各号に掲げる事務は、 次の各号に掲げる事務の区分に従い、 当該各号に定める保護観

察所がつかさどる。

第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護 観察所

第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地 (定まった住居を有しないときは

現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。) を管轄する保護観察所

( 照会)

第二十二条 保護観察所の長は、 第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、 官公署

矢 |療施設その他の公私の団体に照会して、 必要な事項の報告を求めることができる。

## (資料提供の求め)

第二十三条 保護 観 察所の長は、 第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、 その必

な限度において、 裁判 所に対し、 当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、 第三十七条第一項に

規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

#### 第二章 審判

### 第一節 通則

### 事実の取調べ)

第二十四条 決定又は命令をするについ て必要がある場合は、 事 実 の取調べをすることができる。

2 前 項 の 事 実の 取 調べ は 合議 体の 構 成 員 精神保健審判 員を除く。 にこれをさせ、 又は地 方裁判所若

しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

3 び 翻訳を行い、 第 項 の 事 実 並びに官公署、 の )取調 ベ の ため必要があると認めるときは、 医療施設その他の公私の団体に対し、 証人尋問、 必要な事項の報告、 鑑定、 検証、 押収、 資料の提出その 捜 (索、 通訳及

他 の協力を求めることができる。 ただし、差押えについては、 あらかじめ所有者、 所持者又は保管者に差

押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをすることができない。

4 刑事 訴訟法中裁判所の行う証人尋問、 鑑定、 検 証、 押収、 搜索、 通訳及び翻訳に関する規定は、 処遇 事

件 の性質に反し ない限り、 前項の規定による証人尋問、 鑑定、 検証、 押収、 搜 索、 通訳及び翻訳について

準用する。

5 裁判 所 ば 対象者の行方が不明になったときは、 所轄 の警察署長にその所 在の調査を求めることが でき

る この 場 合に お L١ て 警察官は、 当該対象者を発見したときは、 直ちに、 その旨を裁判所 に通知し なけ

ればならない。

意見の陳述及び資料の提出)

第二十五条 検察官、 指定 入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、 第三十三条第一 項、 第四十九条第

項若しくは第二 項、 第五十四条第一 項若しくは第二項又は第五十九条第 一項若しくは第二項の規定によ

る 申立てをした場合は、 意見を述べ、 及び必要な資料を提出しなけ ればならない。

対象者、 保護者及び付添人は、 意見を述べ、及び資料を提出することができる。

2

## (呼出し及び同行)

第二十六条 裁判所は、 対象者に対し、 呼出状を発することができる。

2 裁判所は、 対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、 当該対象者に対し、 同行状を発

することができる。

3 裁判所は、 対象者が正当な理由がなく第一 項 の呼出しに応じないおそれがあるとき、 定まった住居を有

ないとき、 又は医療 のため緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、 前項の規定にか かわ

らず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

同行状の効力)

第二十七条 前条第二項又は第三項 の同行状により同行された者につい ては、 裁判所 に到着した時から二十

四時間以内にその身体の拘束を解かなけ ればならな l, ただし、 当該時間内に、 第三十四条第 項前 段若

しくは第六十条第 一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、 第四十二条第一項第一号、第六十一条第

項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があったときは、この限りでない。

## 同行状の執行)

第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行状は、 裁判所書記官が執行する。 ただし、 裁判所は、 必要

があると認めるときは、 検察官にその執行を嘱託し、 又は保護観察所の職員にこれを執行させることがで

きる。

2 検察官が前項の嘱託を受けたときは、 その指揮により、 検察事務官が同行状を執行する。

3 検察事務官は、 必要があるときは、 管轄区域外で同行状を執行することができる。

行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、

4

同

所その他 の 湯所. に引致しなければならない。 ただし、 やむを得な 11 事 由があるときは、 病院、 救護 施

察署そ の 他 の精 神障害者を保護するのに適当な場所に、 保護することができる。

5 同 行状を所持 L ない ためこれを示すことができない場合におい て、 急速を要するときは、 前項 の規定に

かかわらず、 当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、 その執行をすることができる。 ただ

し、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 同 行状を執行する場合には、 必要な限度において、 人の住居又は人の看守する邸宅、 建造物若しくは船

舶内に入ることができる。

指定され

た裁判

#### (出頭命令)

第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前

段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院

ている者に対し、 裁判所に出頭することを命ずることができる。

2 裁判所は、 前項に規定する者が裁判所に出頭するときは、 検察官にその護送を嘱託するものとする。

護送される者が逃走し、

又は自身を傷つけ、

若しくは他人に害を及ぼ

すおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、 必要な措

■を採ることができる。

3

前項

の

護送をする場合において、

4 前条第二項及び第三項の規定は、 第二項の護送について準用する。

(付添人)

第三十条 対象者及び保護者は、 弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、 特別の事情があるときは、 最高裁判所規則で定めるところにより、 付添人の数を制限するこ

とができる。

- 3 裁判所は、 対象者に付添人がない場合であって、 特に必要があると認めるときは、 職権 で、 弁護士であ
- る付添人を付することができる。
- 4 前項 の規定により裁判所が付すべき付添人は、 最高裁判所規則で定めるところにより、 選任するものと

する。

5 前項 の 規定により選任された付添人は、 旅費、 日当、 宿泊料及び報酬を請求することができる。

(審判期日)

第三十一条 審判 の ため必要があると認めるときは、 審判期日を開くことができる。

- 2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。
- 3 審判期日における審判は、公開しない。
- 4 裁 判 所 ば、 検察官、 指 定医 療機関 病 院又は診 療 所 に限る。 の管理者又はその指定する医 師及び保護
- 観 察 所 の 長又はその指定する精神保 健観察官に対し、 審判期[ 日に出席することを求めることができる。
- 5 別区の長を含む。 保 護 者 精神保健及び精神障 以下同じ。 )については、 害者福祉に関 その指定する職員を含む。)及び付添人は、 する法律第二十 一条の規定により保護者となる市 審判期日に出席 町 村 長 特

# することができる。

7

6 審判期日には、 対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。

対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。

ただし、

対象者が心身の障害

っ た

- め、 若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、 又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序

維 持のために退席を命ぜられた場合において、 付添人が出席しているときは、この限りでない。

(記録等の閲覧又は謄写)

8

審判期日は、

裁判

所外においても開くことができる。

第三十二条 処遇 事 件の記録又は証拠物は、 裁判所 の許可を受けた場合を除き、 閲覧又は謄写をすることが

できない。

2 前項 の 規定に かかわらず、 検察官、 指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、 保護 観 察所

の 長若しくはその指定する精神保健観察官又は付添人は、 次条第一 項 第四十九条第一 項若しくは第二 項

第二項の規定による申立てがあった後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、 第五十条第一 項 第五十四条第一項若しくは第二項、 第五十五条第一 項又は第五十九条第一 処遇事件の記録又は 項若し

証拠物を閲覧することができる。

第二節 入院又は通院

(検察官による申立て)

第三十三条 除き、 神耗弱 該 る手続が行わ 該対象者につい めて公訴を提起 処分をされ、 地方 の 状態の 裁判 検察官は、 れ が所に対・ てい 又は当該確定裁判を受け て刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制 原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ しない処分をしたとき、 る場合は、 被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認 Ų 第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければ 当該手続が終了するまで、 又は第二条第三項第二号に規定する確定裁判があったときは、 た対象者について、 申立てをしない 継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心 が明らかにないと認 ことができる。 に関する法令の規定によ ならない ſΪ ただし、 める場合を 当 当

2 刑 れるときは、 務所、 前 項本文の規定にかかわらず、 拘 置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、 同項の申立てをすることができない。 検察官は、 当該対象者が刑若しくは保護処分の 当該対象者が外国人であって出国したときも、 3執行の. 又は ため刑 新 たに収 務所、 同様と 容さ 少年

する。

3 検察官は、 刑法第二百四条に規定する行為を行った対象者については、 傷害が軽い場合であって、 当 該

生活環境を考慮し、 行為の内容、 当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、 その必要がないと認めるときは、 第一項の申立てをしないことができる。ただし、 性格及び 他

の対象行為をも行った者については、この限りでない。

鑑定入院命令)

第三十四条 前条第 項 の 申立てを受けた地方裁判 所の裁判官は、 対象者について、 継続的 な医 原を行. わな

に くても心神喪失又は心神耗弱 ないと認める場合を除き、 鑑定その他医 の状態 の原因となっ 療的観察 た精神障害 のため、 当該対象者を入院させ第四十条第 のために再び対象行為を行うおそれ 項 が明 又 は らか 第

四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命じなけ ればならない。 この場合におい て、 裁判官は 呼

出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

2 と及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第二条第三項に該当 前 項 の 命 令を発するには、 裁判官は、 当該対象者に対し、 あらかじめ、 供述を強いられることは、 いこ

するとされる理由の要旨及び前条第一項の申立てがあったことを告げ、 陳述する機会を与えなければなら

ない。 ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、こ

れらを行うことができないときは、この限りでない。

3

第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができない ただし、 裁判所は、 必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期

間 を延長することができる。

4 裁判官は、 検察官に第一項の命令の執行を嘱託するものとする。

5 第二十八条第二項、第三項及び第六項並びに第二十九条第三項の規定は、 前項の命令の執行について準

用する。

6 第一項 の命令は、 判事補が一人で発することができる。

必要的付添人)

第三十五条 裁判所は、 第三十三条第一項の申立てがあった場合において、 対象者に付添人がないときは、

付添人を付さなければならない。

# 精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判 がは、 処遇の要否及びその内容につき、 精神保健参与員の意見を聴くため、 これを審判に

関与させるものとする。 ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### 対象者 の鑑定

第三十七条 裁判 所は、 対象者に関 Ų 精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わ なけ れ ば 心神 喪失

又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれ の有無につい て、 精 神保

健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。 ただ

当該おそれが明らかにない と認める場合は、 この限りでな ίĮ

2 前項 の鑑定を行うに当たっては、 精神障 害の類型、 過去の )病歴、 現在及び対象行為を行っ た当時 の 病状

治療状況 病状及び治療状況から予測される将来の症状、 対象行為の内容、 過去の他害行為の有無及び

内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

3 第 一 項 の 規定により鑑定を命ぜられ た医 師 Ϊţ 当該鑑定の結果に、 当該対象者の病状に基づく入院によ

る

医療

の必要性に関する意見を付さなければならない。

4 裁判所は、 第 一 項の鑑定を命じた医師に対し、 当該鑑定の実施に当たって留意すべき事項を示すことが

できる。

5 裁判所は、 第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合

に おいて、 必要があると認めるときは、 決定をもって、 鑑定その他医療的観察のため、 当該対象者を入院

項又は第四十二条の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。

第三十四

条第二項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

させ第四十条第一

(保護観察所による生活環境の調査)

第三十八条 裁判 所 ば 保 護観察所の長に対し、 対象者の生活環境の調査を行い、 その結果を報告すること

を求めることができる。

審判期日の開催)

第三十九条 裁判 がは、 第三十三条第 項 の申立てがあった場合は、 審判期日を開かなければならない。 た

検察官及び付添人に異議がないときは、 この限りでない。

2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。

3 裁判所は、 審判期日において、 対象者に対し、供述を強いられることはないことを説明した上、

当該対

象者が第二条第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあったことを告げ、

当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。 ただし、第三十一条第七項ただし書に規定す

申立ての却下等)

る場合における対象者については、この限りでない。

第四十条 裁判所: は、 第二条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第 項の申立てがあっ た 場

合にお ١J て 次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、 決定をもって、 申立てを却下しなけれ

ば ならな

対象 行為を行ったと認められ な ١J 場 合

心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもない と認める場合

2 裁判 所 ば 検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しな 11 処分をした対象者について、 心神 耗弱者と認

め

た場合には、

その旨

の決定をしなければならない。

この場合におい

て、

検察官は、

当該決定

の告知を受

け

た日から二週間以内に、 裁判所に対し、 当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

# (対象行為の存否についての審理の特則)

第四十一条 場合において、 に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる 裁判所は、 必要があると認めるときは、 第二条第三項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあった 検察官及び付添人の意見を聴いて、 前条第一項第一号の 事 由

- 2 該合議 前 項 体には、 の合議体は、 処遇事件の係属する裁 裁判所法第二十六条第二項に規定する裁判官の合議体とする。 判所 の合議体の構 成員である裁判官が加わることができる この場合におい て、 当
- 3 事 4件の係 第 項の合議 属する裁判所と同一 体による裁判所は、 の 権限を有する。 対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関 処遇
- 4 を行うことができる。 処遇 事 作の係る 属する裁判所は、 ただし、 処遇事件を終局させる決定(次条第二項の決定を除く。 第 項 の合議体による裁判所の審理が行われている間 におい を行うことがで ても、 審判

5 第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、 審判期日を開かなければならない。 この場合

きない。

において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。

6 第三十九条第二項及び第三項の規定は、 前 頭の審判期日について準用する。

7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、 第五項の審判期日に出席するこ

とができる。

8 第一項の合議体による裁判所 は、 前条第一 項第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に

該当しない旨の決定をしなければならない。

9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。

(入院等の決定)

第四十二条 裁判 所は、 第三十三条第 項 の申立てがあっ た場合は、 第三十七条第 一項に規定する鑑定を基

礎とし、 かつ、 同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、 次の各号に掲げる区分に従い

、当該各号に定める決定をしなければならない。

対象行為を行うおそれがあると認める場合 入院をさせて医療を行わなけ れば 心神喪失又は心神耗弱 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定 の状態の原因となった精 神障 害の ために再び

前号の場合を除き、 継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

Ξ 害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定

2 裁判所は、 申立てが不適法であると認める場合は、 決定をもって、 当該申立てを却下しなければならな

ιį

(入院等)

第四十三条 前条第一 項 第 一号の決定を受け た者は、 厚生労働大臣が定める指定入院医療機関 におい

院による医療を受けなければならない。

2 前条第 項第二号の決定を受け た者は、 厚生労働大臣が定める指定通院医療機関 による入院によらない

医療を受けなければならない。

3 る 矢 厚 療 生労働 を受けるべき指定 大臣: は 前条第一 入院医療機関又は入院によらない 項第一号又は第二号の決定があったときは、 矢 療を受けるべき指定通院医 当該決定を受けた者 療 機 関 が入院 病院 によ 又は

診 液原所. に限る。 次項並びに第五十四条第一項及び第二項、 第五十六条、 第五十九条、 第六十一 条並びに第

百十条において同じ。)を定め、その名称及び所在地を、 当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該

決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、 前項の規定により定めた指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合は

変更後の指定入院医 |療機関又は指定通院医 療 機関の名称及び所在地を、 当該変更後の指定入院医療機関又

は 指定通院医療 機関に お 11 て 医 療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変

更前 の居住地を管 轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

(通院期間)

第四十四条 第四十二条第一項第二号の決定による入院によらない医 療を行う期間は、 当該決定があっ た 日

から起算して三年間とする。 ただし、 裁判所は、 通じて二年を超えない範囲で、 当該期間を延長すること

ができる。

(決定の執行)

第四十五条 裁判 所 ば 厚生労働省の職員に第四十二条第一 項第一号の決定を執行させるものとする。

2 第二十八条第六項及び第二十九条第三項の規定は、 前項の決定の執行について準用する。

3 裁判所は、 第四十二条第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、 対象者に対

呼出状を発することができる。

4 裁判所は、 対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、 当該対象者に対し、 同行状を発

することができる。

5 裁判所は、 対象者が正当な理由がなく第三項 の呼出しに応じないおそれがあるとき、 定まった住居を有

ないとき、 又は 医 療 のた め緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、 前項 の規 定にか か わ

らず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

6 第二十八条の規定は、 前二項の同行状 の執行につい て準用する。 この場合におい て、 同 · 条 第 項 中

察官にその執行 を 嘱託 Ų 又は保護観察所 の 職員にこれを執行させることができる」とあるのは、 検察

官にその執行を嘱託することができる」と読み替えるものとする。

決定の効力)

第四十六条 第四十条第 項の規定により申立てを却下する決定 (同項第一 号に該当する場合に限る。 ) 又

は 第四十二条の決定が確定したときは、 当該決定に係る対象行為について公訴を提起し、 又は当該決定に

検

係 る対象行為に関し再び第三十三条第一項の申立てをすることができない。

2 第四十条第一項の規定により申立てを却下する決定(同項第二号に該当する場合に限る。) が確定 した

ときは、 当該対象行為について、 当該決定に係る対象行為に関し、再び第三十三条第一項の申立てをすることができない。 第二条第三項第二号に規定する裁判が確定するに至った場合は、この限りでな ただし

ιį

(被害者等の傍聴)

第四十七条 裁判 所 (第四十一 条 第 項の合議体による裁判所を含む。 ţ この節に規定する 審判. に つい

最 裁 判所! 規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは

被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、 直 系 の 親 族若 しく

判を傍聴することを許すことができる。

は

兄弟姉

妹をいう。

以下同じ。

)から申出があるときは、

その申出をした者に対し、

審判期日に

お

11

7

審

2 の 他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、 前 項 の 規定に より審判を傍聴した者は、 正当な理由がない かつ、 のに当該傍聴に 当該傍聴により知り得た事項をみだりに より知り り得た対象者の氏名そ

用 いて、 当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、 又は関係人の名誉若しくは生活の

平穏を害する行為をしてはならない。

(被害者等に対する通知)

第四十八条 裁判所は、 第四十条第一項又は第四十二条の決定をした場合において、 最高 裁判所規則で定め

るところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、 次に掲げ る 事

項 を通知するものとする。 ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復

妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、 この限りでない。

一 対象者の氏名及び住居

二 決定の年月日、主文及び理由の要旨

2 前 項 の 申出は、 同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 前条第二 項の規定は、 第 一 項 の規定により通知を受けた者について準用する。

第三節 退院又は入院継続

(指定入院医療機関の管理者による申立て)

帰を

第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、 当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医 ( 精神保健及

び 精神障害者福祉に関する法律第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。 第

百十七条第二項を除き、 以下同じ。) による診察の結果、 第四十二条第一 項第一号又は第六十一条第 項

第 一 号の決定により入院している者について、 第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、 入院 を継 続

お て そ 医 れ 療 を行 が あると認めることができなくなっ わな け れば 心神喪失又は心神耗弱 た場へ の状 で合は、 態 の原因となっ 保護観 察所 た精神障害 の長の意見を付して、 のために再び対象行為を行う 直ちに、 地 方 裁 判

所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。

2 四十二条第 指 定 入院 医 項 療 第 機関 一号又は第六十一条第一 の管 理者は、 当該指 定入院 項 第 医 号の決定により 療 機関 に 勤 務する 入院してい 精神保健指定医 る者につい による診 て、 察 第三十七 の結果、 条第 第

一項に規定 する事 項を考慮し、 入院を継続 して医療 を行り わ なけ れば 心神喪失又は 心神耗弱 の 状 態 の 原 因 と

Ţ なっ た精 第四十二条第 神 障 害 の ために 項 第 号 再び対象行為を行うおそれ 第五十一 条第 項 第 一 が 号又は第六十一条第 あると認める場合は 項 第 保護 観 号の決定 察所 の 長 の (これらが複 意見 を 付

数あるときは、 その最後のもの。 次項において同じ。 があった日から起算して六月が経過する日までに

翌日からその拘 日 関 規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。)の翌日から連れ戻される 地 の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の から無断で退去した日(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一 方裁判所に対し、 束を解か 入院継続の確認の申立てをしなければならない。 れる日の前日までの 間 並びに第百条第三項後段 ただし、 の規定によりその者に対する その者が指定入院医 項に 一療機 医 療

3 号又は第六十一 する決定がある 指定 入院 医 療 条第一 ま 機関 での は 項 間 前二 第一号の決定があった日から起算して六月が経過した後 その者の 項 の申立てをし 入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。 た場合は、 第四十二条第一 項第一号、 ŧ 第五 前二 十一 項の 条 第 申立てに対 項 第一

- 36 -

を行

わ

な

い間

ば

当該期

間

の

進

行は

停止するものとする。

退院許可等の申立て)

第 五 又は付添人は、 十条 第四十二条第 地方裁判所に対し、 項 第 号又は第六十一 退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができ 条 第 項 第 号の決定により入院してい る者、 その保 護者

る。

2 前语

前項に規定する者は、 第四十二条第一項第一号、 第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一 項 第

一号

の 決定(これらが複数あるときは、その最後のもの)があった日から三月が経過する日までは、 前項 の申

立てをすることができない。

( 退院又は入院継続の確認の決定)

第五十一条 裁判 がは、 第四十九条第一 項若しくは第二項又は前条第 一項の 申立てがあった場合は、 指定入

院 医療機関 の管理者の意見 (次条の規定により鑑定を命じた場合は、 指定入院医 |療機関 の管理 者の 意 見及

び当該鑑定) を基礎とし、 かつ、 対象者の生活環境 (次条の規定により鑑定を命じた場合は、 対象 者 の 生

活環境及び同条後段に おい て準用する第三十七条第三項に規定する意見) を考慮し、 次の各号に掲げ る区

分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

入院を継続させて医療を行 わなけ れば 心神喪失又は心神耗弱 の状態の 原因となっ た精神障 害 の た めに

再び 対象行為を行うおそれがあると認める 場合 退 院 の 許可の 申立て若しくはこの法律による医 療 の 終

了の申立てを棄却し、 又は入院を継続すべきことを確認す る旨の 決定

前号の場合を除き、 継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障

害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医

療を受けさせる旨の決定

Ξ 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、 申立てが不適法であると認める場合は、 決定をもって、 当該申立てを却下しなければならな

ιį

3 第四十三条第二項から第四 頂までの規定は、 第一項第二号の決定を受けた者について準用する。

4 第四十四条の規定は、 第一項第二号の決定につい て準用する。

(対象者の鑑定)

第五十二条 裁判 がは、 この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、 対象者に関 精神 障 害

者であるか否か及び継続的 な医療を行わ な け れば心 神喪失又は心神耗弱 の状態の 原因となっ た精 神 障 害 の

ために再び対象 行為を行うおそれ の有無につい て、 精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を

ると認め る医師 に鑑定を命ずることができる。 第三十七条第二項から第四項までの規定は、 この場合につ

いて準用する。

#### ( 津 圧 )

第五十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、 この節に規定する審判について準用する。

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長

(保護観察所の長による申立て)

第五十四条 保護 観 察所 の長は、 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に

ĺ١ て、 継 続的 な医 |療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱 の状態の原因となった精神障害 の ため 再び

対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなった場合は、 当該決定を受けた者に対 して 入院に

医 よらな 療 の終了の申立てをし ίl 医 療を行う指定通院医 なければ 療機関の管理者と協議 ならな ιį この場合にお の上、 ١J て、 直ちに、 保護観察所の長は、 地方裁判所に対し、 当該指定通院医 この 法律に よる 療 機

関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保 護 観 察 分所の! 長は、 第四十二条第一 項第二号又は第五十一条第一 項第二号の決定を受けた者につい て、

当該決定による入院によらない 医療を行う期間を延長して継続的 な医療を行わなけ れば 心神喪失又は 心神

耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、 当該決定

を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関 の管理者と協議の上、 当該期間 が満了す

る日までに、 地方裁判所に対し、 当該期間 の延長の申立てをしなけ ればならない。 この場合において、

3 護 指定通 観察所 院医 の長は、 療 機関及び保護観察所の長は、 当該指定通院医療機関 の管理者の意見を付さなけ 前二項の申立てがあっ ればならない。 た場合は、 当該決定により 入院に

よら

保

な L١ 医 療 を行う期間が満了した後も、 前二項 の申立てに対する決定があるまでの間、 当該決定を受け · た者

に対して医療及び精神保健観察を行うことができる。

(処遇の終了の申立て)

第五十五条 第四十二条第 項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者、 その保護者又は 付添

人は、 地 方 裁判 が所に対-Ų この法律による医 療の終了の申立てをすることができる。

2 **+** 前 条 第 項 に 規定する者は、 項第二 号の決定(これらが複数あるときは、 第四十二条第 項第二号、 第五十一 その 条 第 最後のもの) 項第二号、 があった日から六月が経過する 次条第一 項 第一 号又は 第六

日までは、前項の申立てをすることができない。

(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)

第五十六条 裁判所は、 第五十四条第一項若しくは第二項又は前条第一項の申立てがあった場合は、 指定通

び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、 院医療機関 の管理者の意見 (次条の規定により鑑定を命じた場合は、 指定通院医療機関の管理者の意見及 当該各号に

定める決定をしなければならない。

継続的な医 |療を行-わ なければ心神喪失又は 心神耗弱 の状態の原因となった精神障害のために再び 対象

行為を行うおそ れがあると認める場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、 又は 第四十二条

第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する

旨の決定

前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨 1の決定

2 裁 判 所 ば 申立てが不適法であると認める場合は、 決定をもって、 当該申立てを却下しなけ ればならな

ιį

3 裁 判 所 ば 第 項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、 延長する期間を定めなけれ

ばならない。

## (対象者の鑑定)

第五十七条 裁判 がは、 この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、 対象者に関し、 精神 障害

者であるか否か及び継続的な医 療を行わなけ れば心神喪失又は心神耗弱の状態の 原因となっ た精 神障 害 の

た めに再び対象行為を行うおそれ の有無について、 精神保健判定医又はこれと同等以上の学識 経験を 有す

ると認める 医 師 に鑑定を命ずることができる。 第三十七条第二項及び第四項 の規定は、 この場合について

準用する。

準

甪

第五十八条 第三十六条及び第三十八条の規定は、 この節に規定する審判につい て準用する。

第五節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

第 五 计九条 保護 観 察所 の長は、 第四十二条第一 項第二号又は第五十一条第 一 項 第 二号の決定を受け た者に

ĺ١ Ţ 入院をさせて医 療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱 の状態の の 原因となっ た精 神障 害 の た めに

再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至った場合は、 当該決定を受けた者に対して入院によらない

医 療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、 地方裁判所に対し、 入院の申立てをしなけ ればならな

r i この場合において、 保護観察所の長は、 当該指定通院医 療機関の管理者の意見を付さなけ ればならな

ιį

2 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一 項第二号の決定を受けた者が、 第四十三条第二項 (第五十

条第三項にお l١ て準用する場合を含む。)の規定に違反し又は第百七条各号に掲げる事項を守らず、 そ

ときは 同 項 の 協 議を行わず、 又は 同項の 意見を付さないことができる。 前項と同様とする。

療を行うことが確保できないと認める場合も、

ただし、

緊急を要す

の

ため継ば

続的

な 医

3 第五十四条第三項の規定は、 前二項の規定による申立てがあった場合につい て準用する。

鑑定入院命令

第六十条 前条第 項又は第二項 の規定による申立てを受けた地方 裁判所 の裁判官は、 必要があ ると認 める

ときは、 鑑定そ の 他医 療 的 観察 の ため、 当該対象者を入院させ次条第一 項又は第二項 の決定が ある・ ま で の

間 在院させる旨を命ずることができる。 この場合において、 裁判官は、 呼出し及び同行に関し、 裁判所と

同 の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、 裁判官は、 当該対象者に対し、あらかじめ、 供述を強いられることはないこ

と及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項又は第二項の規定によ

る申立ての理由の要旨を告げ、 陳述する機会を与えなければならない。 ただし、 当該対象者の心身の 障害

により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この

限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、 当該命令が執行された日から起算して一月を超えることができない

ただし、 裁判 が所は、 必要があると認めるときは、 通じて一月を超えない範囲で、 決定をもって、 この期

間を延長することができる。

4 第二十八条第六項、第二十九条第三項及び第三十四条第四項の規定は、 第 一 項の命令の執行につい て準

用する。 この場合において、 第三十四条第四項中「検察官」 とある のは「 保護 観 察所 の )職員」 執行

を 嘱託するものとする」 とあるのは「執行をさせるものとする」 と読み替えるものとする。

第一項の命令について準用する。

(入院等の決定)

5

第三十四条第六項の規定は、

の管理者の意見 (次条の規定により鑑定を命じた場合は、 裁判所は、 第五十九条第一項又は第二項の規定による申立てがあった場合は、 指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑 指定通院医療機

び同条後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い 定) を基礎とし、 かつ、 対象者の生活環境(次条の規定により鑑定を命じた場合は、 対象者の生活環境及

、当該各号に定める決定をしなければならない。

対象行為を行うおそれがあると認める場合 入院をさせて医療を行わなけ れば心神喪失又は 医 療を受けさせるために入院をさせる旨 心神耗弱 の状態の原因となった精神障 「の決定 害 の ため

害の 前号の場合を除き、 た め に . 再び対象行為を行うおそれが 継続的 な医 療を行わ あると認め なけ ħ ば る場合 心神喪失又は 申立てを棄却する旨の 心神耗弱 の )状態 の 決定 原因となっ た精 ·神 障

Ξ 前二号の場合に当たらない とき この法律による 医療を終了する旨の決定

2 裁 判 所 ば 申立てが不適法であると認める場合は、 決定をもって、 当該申立てを却下しなけ ればならな

ιį

3 裁 判所は、 第 項第二号の決定をする場合において、 第四十二条第一項第二号又は第五十一 条 第 項 第

する旨の決定をすることができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。 |号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、 当該期間を延長

4 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、 第一項第一号の決定を受けた者について準用する。

5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、 第一項第一号の決定の執行について準用する。

6 五 項に規定する 第二十八条第一 同行状 項及び第四項 の執行について準用する。 から第六項までの規定は、 この場合において、 前項に おいて準用する第四十五条第四項及び第 第二十八条第一項中「 検察官に その

執行を嘱 託 又は保 護観 察所 の職員にこれを執行させることができる」 とあるのは、 \_ 保護観察所 の 職

にこれ を執行させることができる」と読み替えるものとする。

### 対象者の鑑定)

第六十二条 者であるか否か及び継続 ると認める医師に鑑定を命ずることができる。 めに再び 対象 裁判 がは、 行為を行うおそれ こ 的な医療 ) の 節 に規定する審判のため必要があると認めるときは、 療を行わ の有無につい なけ れば 第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合につ Ţ 心 精神保健判定医又はこれと同等以上の学識 神喪失又は心神 ·耗 弱 の 状態の 原 対象 因となっ **多者に関-**た 経験 精 精神 神 を 障 障 害 の

### いて準用する。

2 しし て 裁判 必要があると認めるときは、決定をもって、 所は、第六十条第一項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合にお 鑑定その他医療的観察のため、 当該対象者を入院させ

前条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。 第六十条第二項から第

四項までの規定は、この場合について準用する。

#### (準用)

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、 この節に規定する審判について準用する。

### 第六節 抗告

#### (抗告)

第六十四条 検察官は第四十条第一項又は第四十二条の決定に対し、 指定入院医療機関 の 6管理者 は第五十一

条第一項又は第二 項の決定に対し、 保護観 察所の長は第五十六条第 一項若しくは第二項又は第六十一 条 第

分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、 項から第三項 までの決定に対し、 それぞれ、 決定に影響を及ぼす法令の違反、 抗告をすることができる。 重大な事実の誤認又は処

2 対象者、 保護者又は付添人は、 決定に影響を及ぼす法令の違反、 重大な事実の誤認又は処分の著しい不

当を理由とする場合に限り、第四十二条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項若

しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができ

ಠ್ಠ ただし、付添人は、 選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができな

3 第四十一条第一 項の合議体による裁判所の 裁判は、 当該 裁判所 の )同条第: 八項の決定に基づく第四十条第

項又は第四十二条第 項の決定に対する抗告があっ たときは、 抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、 抗告 審の終局決定があるまで、 取り下げることができる。 ただし、 付添人は、 選任者

である保護 者のに 明 示 した意思に反して、 取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁 判所: がは、 抗告 の趣 意に含まれてい る 事項 に限り、 調査 をするものとする。

2 抗 告裁 判 が所は、 抗告 の 趣意に含まれてい ない事項であっても、 抗告の理由となる事由に関しては、 職 権

で調査をすることができる。

### (必要的付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、 第四十二条の決定に対して抗告があった場合において、 対象者に付添人がない

ときは、付添人を付さなければならない。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期

間 の経過後にあっ たものであることが明らかなときは、この限りでない。

# (抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、 又は抗告が理由のないときは、 決定をもって、 抗告を

棄却しなければならない。

2 抗告が理 由のあるときは、 決定をもって、 原決定を取り消して、 事件を原裁判所に差し戻し、 又は 他の

地 方裁判 所 に移送しなければならない。 ただし、 第四十条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当する

ときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

### (執行の停止)

第六十九条 抗告は、 執行を停止する効力を有しない。 ただし、 原裁判所又は抗告裁判所は、 決定をもって

、執行を停止することができる。

#### (再抗告)

第七十条 検察官、 指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、 保護者若しくは付添人

は 憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、 又は 最高裁判所若しくは上訴裁判所である高

等裁判所 の 判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、 抗告裁判所のした第六十八条の決定

に対し、ニ 一週間: 以内に、 最高裁判所に特に抗告をすることができる。 ただし、 付添人は、 選任者である保

護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、 前項 の抗告に関する手続について準用する。

再抗告審の裁判)

第七十一条 前条第 項 の抗告の手続がその規定に違反したとき、 又は抗告が理由のないときは、 決定をも

って、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第 項の抗告が理 由のあるときは、 決定をもって、 原決定を取り消さなければならない。 この場合

には、 地 方裁判 所の決定を取り消して、 事件を地方裁判所に差し戻し、 又は他の地方裁判所に移送するこ

とができる。

# (裁判官の処分に対する不服申立て)

裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服があ

できる。 対象者、 ただし、 保護者又は付添人は、 付添人は、 選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができな 当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することが

ιį

2 前 項 の 請求は、 対象者が対象行為を行わなかったこと、 心神喪失者及び心神耗弱者の いずれでも いこ

と又は 継 続的な医 療を行わなくても心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となった精神障害のため に再

び 対象行 為を行うおそれがないことを理由としてすることができな ιį

3 第 項 の 規定による不服申立てに関する手続につい ては、 刑事 訴訟法第四百二十九条第一項に規定する

裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、 対象者、 保護者又は付添人は、 第三十四条第三項ただし書、 処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立て 第三十七条第五 項前段、 第六十条

十 す 条 る

をすることができる。 ただし、 付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをす

ることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、 前項の場合について準用する。

第七節 雑則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条第 項、 第五十五条第一 項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立

、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 検察官は、第三十三条第一 項の申立てをした後において、 当該対象行為について公訴を提起したとき、

又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判 (懲役又は禁錮 の刑 を言い 渡 U 執行

猶予の言渡しをし ない 裁判であって、 執行すべき刑期があるものに限る。 が確定し、 その裁判にお 1) 7

い渡され た 刑 の執行をしようとするときは、 当該申立てを取り下げなければならない。

警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項 (第六十一条第五

官 項前段の決定を執行する場合において、 又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二 項において準用する場合を含む。) の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令 の援助又は医師その他 の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九条第二項の嘱託を受けた検 必要があるときは、 裁判所又は当該執行を嘱託された者は、 警察

2 警察官は、 第二十四条第五項前段の規定により所在 の調査を求められた対象者を発見した場合に お しり て

察官も、

同様とする。

当該対象者を警察署、 当該対象者に対して同行状が発せられてい 病院、 救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することが るときは、 同行状が執行されるまでの間、 十四 [時間 を 限り

できる。

競合する処分の調整

第七十六条 第 項 第 裁判 号の決定を受けた者について、 所は、 第四十二条第一 項第一号若しくは第二号、 当該対象行為以外の行為につい 第五十一 条第一 て有罪の裁判 項第二号又は 懲役又は禁錮 第六十一条 の

刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、 執行すべき刑期があるものに限る。 が確定・ Ų

そ ょ 立てにより、 る医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、 の裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であって相当と認めるときその他のこの法律に この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。 指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長 の申

2 号又は第六十一条第一 裁判所は、 対象者について、二以上の第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二 項第一号の決定があった場合において、 相当と認めるときは、 指定入院医 療機 関の

管理者又は保護観察所 の長の申立てにより、 決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取り消

とができる。

証 人等の費用

第七十七条 証人、 鑑定人、 翻訳 人及び通訳人に支給する旅費、 日当、 宿泊料その他の費用の額 については

刑 事 訴 訟 5費用. に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、 旅費、 日当及び宿泊料を請求することができる。

3

参考人に支給する費用は、

4

これを証人に支給する費用とみなして、

第

項

の規定を適

用する。

第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、 日当、 宿泊料及び報酬の額については、 刑事訴

訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、 日当、 宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第七十八条 裁判 所は、 対象者又は保護者から、証人、 鑑定人、 翻訳人、 通訳人、参考人及び第三十条第四

の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、 宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収する

ことができる。

2 前項 の 費用の徴収につい ては、 非訟事件手続法 (明治三十一年法律第十四号)第二百八条の規定を準用

する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第七十九条 地方裁 判所: ば 第三十七条第一項、 第五十二条、 第五十七条又は第六十二条第一項に規定する

鑑 定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

最高裁判所規則)

第八十条 この章に定めるもののほか、 審判について必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

# 第一節 医療の実施

### (医療の実施)

第八十一条 厚生労働大臣は、 第四十二条第一項第一号若しくは第二号、 第五十一条第一項第二号又は第六

**+** 条第一 項第一号の決定を受けた者に対し、 必要な医療を行わなければならない。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

#### 一診察

一 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

#### 六 移送

3 第一項に規定する医療は、 指定医 療機関に委託して行うものとする。

# (指定医療機関の義務

第 八十二条 指定医療機関は、 厚生労働大臣の定めるところにより、 前条第一項に規定する医療を担当しな

ければならない。

2 指定医 |療機関: は 前条第一項に規定する医療を行うについて、 厚生労働大臣の行う指導に従わなければ

ならない。

、診療方針及び診療報酬)

第 八十三条 指定医 療 機 関 の診療方針及び診 **Ì療報酬:** は 健康 保 険 の診 療方針及び診 **診療報酬** の例による。

2 前項 に規定する診療方針及び診 )療報酬 の 例によることができな 11 とき、 又はこれによることを適当とし

な いときの診療 方針及び診療報酬 は、 厚生労働大臣の定めるところによる。

診療報酬の審査及び支払)

第 八十四条 厚生労働大臣は、 指定医 療機関 の診療内容及び診 療報酬 の 請求 を随時審査し、 かつ、 指定医療

機 関 が前 条の規定に より請求することができる診療 報 酬 の 額 を決定することができる。

2 指 定 矢 療 機関 は 厚生労働大臣が行う前項の規定による診 療報 酬 の額 の決定に従わなけ れば ならな

3

厚生労働大臣は、

第

項の規定による診療報酬

の額の決定に当たっては、

社会保険診療報酬支払基金法

昭和二十三年法律第百二十九号)第十四条第一項に規定する審査委員会、 国民健康保険法 (昭和三十三

年法律第百九十二号)第八十七条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に

関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、 指定医 療機関に対する診療報酬 の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、 国民健康保険

4 体連合会その 他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第 項 の 規定による診 **Ì**療報酬 の 額 の決定については、 行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号)

による不服申立てをすることができない。

報告の請求及び検査)

第 八十五条 厚生労働 大臣は、 前条第 項 の規定に よる審査 の ため必要があるときは、 指定医 療 機関 の管 理

者に対して必要な報告を求め、 又は当該職員 に、 指定医 療機関につい てその管理者の 同意を得て、 実 地 に

診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指 定 医 療 機関 の 管理者が、 正当な理由がなく前項 の規定による報告の求めに応ぜず、 若しくは虚偽 の 報

告をし、 又は同項の同意を拒んだときは、 厚生労働大臣は、 当該指定医療機関に対する診療報酬 の支払を

# 一時差し止めることができる。

# 第二節 精神保健指定医の必置等

# (精神保健指定医の必置)

第八十六条 指定医 療機関 (病院又は診療所に限る。 次条において同じ。 の管理者は、 厚生労働省令で定

めるところにより、 その指定医 療機関に常時 勤務する精神保健指定医を置かなけ ればならない。

# (精神保健指定医の職務)

第 八十七条 指定医 **と療機関** に勤務する精神保健指定医は、 第四十九条第一 項又は第二項 の規定により入院を

継 るかどうかの判定、 続して医 療を行う必要があるかどうかの判定、 第百条第一 項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判 第九十二条第三項に規定する行動 の制限を行う必要があ

同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定、 第百十条第 項 第 号

の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、 同項第二号の規定により入院をさせて医療

を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して

継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

2 精 神保健指定医は、 前項に規定する職務のほか、 公務員として、第九十六条第四項の規定による診察並

び に第九十七条第一項の規定による立入検査、 質問及び診察を行う。

# (診療録の記載義務)

第八十八条 精神保健指定医は、 前条第一 項に規定する職務を行ったときは、 遅滞なく、 当該精神保健指定

医 の氏名その他厚生労働省令で定める事項 を診療録に記載 L なけ ればならな ίÌ

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

# (指定医療機関への入院等)

第 八十九条 指定 入院医 療機関 の 管理 者は、 病床 ( 病院 の 一 部 につい て第十六条第 項 の指定を受け 7 l J る

指 定 入院医 |療機| 関 にあっては、 その指定に !係る病 床) に既 に 第四十二条第 項 第 号又は第六十 条 第

項 第 号の決定を受けた者が入院している ため余裕 が な 11 場 合の ほ かは、 第四十二条第一 項 第 一 号又は第

六十一条第 項 第 一号の決定を受けた者を入院 させ な ければ ば ならな ιį

2 第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。 指 定通 院医 療 機関 の管 理者は、 正当な事 由が なけ れば、 第四十二条第 項 第二号又は第五十一 条第 項

# (資料提供の求め)

第九十条 指定医 療機関の の管理者は、 適切な医療を行うため必要があると認めるときは、 その必要な限度に

お ١J Ţ 裁判所 に対し、 第三十七条第一 項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な

資料の提供を求めることができる。

2 指定医 療機関 の管理者は、 適切な医療を行うため必要があると認めるときは、 その必要な限度に

他 の 矢 療 施設 に対し、 対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることがで

きる。

相談、援助等

第九十一条 指定医 療機関 の管理者は、 第四十二条第一 項第一号若しくは第二号、 第五十一条第 項第二号

又は第六十一条第 項 第 号の決定により当該指定医 療機関 にお しし て医療を受ける者の社 会復 帰 の促 進を

义 るため、 その 者 の相談に応じ、 その者に必要な援助を行 ίį 並 び にその保護者及び精神障 害 者 の 医 療

保健又は 福 祉に関する機関との 連絡調整を行うように努め な ければならな ίį この場合におい て、 指定医

療 機関 の管理者は、 保護観察所の長と連携を図らなければならない。

お

いて

# 第四節 入院者に関する措置

### (行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定に

より入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必

要な制限を行うことができる。

2 前項 の規定に かかわらず、 指定入院医 |療機関( の管理者は、 信書 の発受の制限、 弁護士及び行政機関 の 職

員 面 会 の制 限その他 の行動 の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の 意見を変 聴い

て定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第 項 の 規定による行動 の制限のうち、厚生労働 大臣があらかじめ社会保障審議 会の意見を聴 L١ て定め

る患者の 隔 離その 他の行 動 の制 限は、 当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場

合でなければ行うことができない。

第九十三条 前条に定めるもののほか、 厚生労働大臣は、 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第

号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

- 2 前項 の基準が定められたときは、 指定入院医療機関の管理者は、 その基準を遵守しなければ ならな
- 3 厚生労働大臣は、 第 一 項の基準を定めようとするときは、 あらかじめ、 社会保障審議会の意見を聴かな

ければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神! 保健指定医は、 その勤 務する指定入院医療 機関に第四十二条第一 項 第 一 号又は 第六十一 条

第 項 第 号の決定により入院してい る者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、 前

条第 項 の 基準. に適合してい な 11 と認めるときその他当該 入院してい る者の処遇が著しく適当でない と認

の管理者にその旨を報告することにより、

当該管理者に

お

しし

て当該

院 b てい る者の 処遇 の改善のために必要な措置が採られるよう努めなけ れば ならな ίÌ

処遇改善の請求)

め

るときは、

当該指定入院医

**|療機関** 

第 九十五条 第四十二条第 一項第一号又は第六十一条第一 項 第 一号の決定により指定入院医 療機 関 に入院し

て 11 る者又はそ の保護者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 厚生労働大臣に対し、 指定 入院医 療 機

関 の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求め

## ることができる。

# (処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、 前条の規定による請求を受けたときは、 当該請求の内容を社会保障審議会に

通知し、 当該請 求に係る入院中の者について、 その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなけ れば

ならない。

2 社会保障 審議 会は、 前 項の規定により審査を求 められたときは、 当該 審査に係る入院中の 者につい

そ の処遇が適当であるかどうかに関 し審 査を行る ίį その結果を厚生労働大臣に通知 U なけ れ ば ならな

3 社会保障審議 会は、 前項の審 査をするに当たっては、 当該 審査 に係る前条の規定による請 求 を U た者及

び当該審 查 に係る入院中の者が入院している指定入院医 療機関の の管理者の 意見を聴か な け れば ならな

ただし、 社会保留 障 審議会がこれらの 者の意見を聴く必要がな しし と特に認め たときは、 こ の 限り で な

4 社会保障 '審議 会は、 前 項に定めるも の の ほ か、 第 二 項 Ô 審査をするに当たって必要があると認めるとき

は 当 該· 審 査に 係る入院中の者 の同 意を得て、 社会保障審 議 会が指名する精神保健指定医 に 診 察させ、 又

は その者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、 診療録その他 の帳

簿 書 類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、 第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、 必要があると

認 めるときは、 当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命

じなければならない。

6 厚 生労 働 大臣: は 前条 の規定に よる請求をした者に対し、 当該 請求に係る社会保障審議会の審査の結果

及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働 大臣は、 必要があると認めるときは、 指定入院医 療機関 の管理・ 者に対・ 第四十二条

第 項 第 号若しくは第六十一条第 項 第一 号の決定により当該指定入院 医 療機関 に 入 院 して しし る者 の 症

状若しくは . 処遇. に関 Ų 報告を求め、 若しくは 診 源録その の 他 の 帳 簿 書類 の提出若しくは 提 示 を命じ 当 該

職 員若しく 、はそ の指定する精神保健指定医に、 指定入院医 療 機関 に立ち入り、 これ らの 事 項 に 関 診 療

録 その 他 の 帳簿 書 類を検査させ、 若しくは第四十二条第一 項 第一号若しくは第六十一条第 項 第 一 号 の 決

定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、 又はその指定する精神保健

指定医に、 指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決

定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、 質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、 その身分を示す証明

書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 一項に規定する立入検査又は質問 の権 限は、 犯罪捜査 の ために認められたものと解釈してはならない

0

(改善命令)

第 九十八条 厚生労働 大臣は、 第四十二条第一 項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定

/院医 療 機 関 に λ 院 し てい る者の処遇が第九十二条の規定に 違反していると認めるとき、 第九 十三条 第

項

の

基準

E

適合してい

な

61

と認めるときその他第四十二条第

一 項 第

一号若しくは第六十一条第

項第

号

の 決定に より指定入院医 療 機関 に入院してい る者の処遇が著しく適当でない と認めるときは、 当該指 定入

院 医 療 機 関 の管 理者に対 Ų 措置を講ずべき事項及び期限を示して、 処遇 を確保するため の 改 善計 画 の 提

出 を求め、 若しくは提出された改善計画 の変更を命じ、 又はその処遇の改善のために必要な措置を採るこ

とを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院し

ている者が無断で退去した場合 (第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同 

項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、 当該指定入院医療機関 穴の職員: は

これを連れ戻すことができる。

2 前項 の場合におい て、 当該指定入院医 |療機関( の職員による連戻しが困難であるときは、 当該指定入院医

療 機関 の管 理者は、 警察官に対し、 連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一 項 の場合において、 当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、 当該指定入院医

療機関の管理者は、 所轄の警察署長に対し、 次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日

二 退去の年月日及び時刻

三 症状の概要

四 退去者を発見するために参考となるべき人相、 服装その他の事項

五 入院年月日

六 退去者が行っ た対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

4 警察官は、 前 項 の )所在 の調査を求められた者を発見したときは、 直ちに、 その旨を当該指定入院医 療機

関 の者を引き取るまでの間、二十四 の管理者に通知 だしなけ. ればならない。 時間を限り、 この場合におい て、 警察官は、 病院、 当該指定入院医 療機関 の管理 者が

その者を、

警察署、

救護施設

設その他

の

精神障

を 保護するのに適当な場 がに、 保護することができる。 そ

5 指定入院医 療 機関 の職員は、 第 一 項に規定する者が無断 で退去した時 (第百条第一項又は第1 項 の 規定

により外出又は 外 泊してい る者が同条第一 項に規定する医学的管理 の下から無断で離れ た場合に お 61 て は

当該無断 で離 れ : た 時) から四十八時間 [を経過-U た後は、 裁 判官 のあらかじめ発する連戻状に よらな けれ

ば、 第一 項に規定する連 戻しに着手することができない。

6

前項の連戻状は、 指定入院医療機関の管理者の請求により、 当該指定入院医療機関の所在地 を管轄する

地 方裁判所の裁判官が発する。

7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十四条第六項の規定は、 第五項の連戻状について準用する。

こ の場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、 指定入院医療

機関」と読み替えるものとする。

外出等)

8

第

百条

指定入院医

原機関

の管理者は、

次の各号のいずれかに該当する場合には、

前三項に規定するもののほか、 連戻状について必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

又は第六十一条第 一 項 第 一号の決定により当該指定入院医 療 燃関に、 入院 している者を、 当該指定 入院 医 療

機関 に勤 務 する 医 師又は 看護師 に よる付添 61 その他 の方法による医学的管理の下に、 当該指定入院医 療 機

関 の 敷地 外に外出させることができる。

指定、 λ 、院医 療 機関 の管理者が、 当該指定入院医 **公療機関** に .勤務. する精神保健指定医による診 察 の結果、

その者 の 症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認め

る場合

第四十二条第

項 第

号

その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

前二号に掲げる場合のほか、 政令で定める場合において、 指定入院医療機関の管理者が必要と認める

とき

2 指定入院医療機関の管理者は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 第四十二条第一項第一号又は

第六十一条第一 項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、 前項に規定する医学的

管理の下に、 週間を超えない期間 を限り、 当該指定入院医 療機関の敷地外に外泊させることができる。

指定入院医 療機関の の管理者が、 当該指定入院医療機関に 勤務する精神保健指定医による診察 の結果、

その者 の症状 に照らし当該指定入院医療機関 の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認め

る場合

前号に掲げる場合のほか、 政令で定める場合において、 指定入院医療機関の管理者が必要と認めると

き。

3 指定入院医療 機関 の管理者は、 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該

指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する

臣は、 係 必要がある場合には、 る医療が終了した日の前日までの間に限り、 第八十一条第一 項の規定にかかわらず、 その者を他の医療施設に入院させることができる。 当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に その者に対する同項に規定する医療を行わないことができ この場合において、 厚生労働大

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

る。

(生活環境の調整)

当該決定を受け

た者

の社

1会復帰(

の

促進を図るため、

当該決定を受けた者及びその家

族等

の

相

談

に応

第 百 条 保 護 観 察所 の長は、 第四十二条第一 項第一号又は第六十一 条 第 項 第一 号の決定があったときは

当該決定を受け た者が、 指定、 入院医 療機関 の管理者による第九十一 条の規定に基づく援助 並 び に 都道 府県

及び 市 町 村 特別区を含む。 以下同じ。 による精神保健及び精 神障害者福 祉に 関 する法律第四十七条

第四十九条その 他 の 精 神 <u>:</u>障害者 の保健又は 福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるよ

うあっ せ h する等の方法により、 退 院後 の生活環境 の 調整を 行わなご け れば ならない。

2 保護 観 察所の長は、 前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、 当該指定入院医療機関 の管理者並び

に当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、 必要な協力を求めることが

できる。

第五節 雑則

(国の負担)

第百二条 国は、 指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、 指定入院医療 機関

の設置

及び運営に要する費用を負担する。

(権限の委任)

第百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、 厚生労働省令で定めるところにより、 地方厚生局長

に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、 厚生労働省令で定めるところにより、 地方厚生支

局長に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画

# ( 処遇の実施計画)

第百四条 保 護観察所の長は、 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一 項第二号の決定があったときは

け た者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、 当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医 その処遇に関する実施計画を定めなけ |療機関の管理者並びに当該決定を受

ればならない。

2 前 項 の 実施計 画には、 政令で定めるところにより、 指定通院医 療機関の の管理者による医 療、 精神 保 健 観

察官が実施する 精神保險 健観察並びに指定通院医療機関 の管理者による第九十一 条の規定に基づく 援 助 都

道 府県及び市町 村による精神保 健及び精神障害・ 者 の 福 祉 に関 する法律第四十七条、 第四十九条その 他 の 精

神障害者 の保健又は福祉 に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされ る援

助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保 護 観 察所の長は、 当該決定を受けた者 1の処遇 の状況等に応じ、 当該決定を受け た者に対して入院 によ

らな L١ 矢 療 を行う指定通 院医 療機関 の管理 者並びに当該決定を受け た者の の居住地を管 轄 する都 道 府県知事

及び市町村長と協議の上、 第一 項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

### 処遇の実施)

第百五条 前条第一 項に掲げる決定があった場合における医療、 精神保健観察及び援助は、 同項に規定する

実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

# (精神保健観察)

第百六条 第四十二条第一 項第二号又は第五十一 条第一 項第二号の決定を受けた者は、 当該決定による入院

によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、 指定通院医療機関の管理者並びに都 道府県知事

及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びそ

の生活の状況を見守ること。

継続的: な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

# (守るべき事項)

第百七条 精神保健観察に付された者は、 速やかに、 その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を

届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一定の住居に居住すること。

住居を移転 又は長期の旅行をするときは、 あらかじめ、 保護観察所の長に届け出ること。

Ξ 保護 **観察所** の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

関係機関相互間の連携の確保)

第百 八条 保 **洋護観**: 察所 の長 は、 医療、 精神 保 健 観 察、 第九十一 条の規定に基づく援助 及び精神保健及び 精神

害 1者の! 福 祉に関 する法律第四十七条、 第四十九条その他 の 精神障 害者の保健又は 福 祉 に関 する法令 の規

定に基づく援助 が、 第百四条の規定により定められ た実施計画に基づいて 適正 かつ円滑に 実 施 心される・ よう

あらかじめ指定通院医 療 機関 の管 理者並びに都道 府県知事及び 市町村長との間 におい て必要な情報 交換

を行うなどして協 力体 制 を整備する するとともに、 処遇 の実施状況を常に把握し、 当該実施計画に関する関係

機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護 観 察所の長は、 実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、

指 定通院医 療機関 の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、 必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九条 保護観 察所の長は、 個人又は民間の団体が第四十二条第一 項第二号又は第五十一条第一 項第二号

の 決定を受けた者の処遇 の円滑り な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの 個 人又は民

間 の団 体との 連 携協 力 の 下、 当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協 力 を得

るよう努めなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第 百十条 指定通 院 医 療機 関 の管 理者は、 当該指定 通 院 医療機能 関 に 勤 務する精神保健指定医によ る診 察 の 結

果、 第四十二条第 項第 二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、 第三十七条第二 項

に 規定する る事項を考慮 Ų 次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 直ちに、 保護観察所の長に対

し、その旨を通知しなければならない。

継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象

行為を行うおそれがあると認めることができなくなったとき。

入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び

対象行為を行うおそれがあると認めるに至ったとき。

2 指定通院医療 機関 の管理者は、 当該指定通院医 療 機関 に 勤 務する精神保健指定医による診察の結果、 第

四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、 第三十七条第二項 規定

する事項を考慮 Ų 当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的 な医療を行わ な け 'n

る 場合は、 保護 観 察所 の 長に対-Ų その旨を通知し なけ れば ならな しし ば

心神喪失又は

心神耗弱

の状態

の原因となった精神

:障害

のた

めに再び対象行為を行うおそれが

あると認め

第百十一条 指定通 院医療 機関の の 管理者並びに都道 府県知事及 び市町村長は、 第四十二条第一項第二号又は

第五十一条第一 項第二号の決定を受けた者について、 第四十三条第 二項 (第五十一条第三 項 に お いて 準用

する場合を含む。 の規定に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認める

ときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

### 第五節 雑則

保護観察所の長による緊急の保護)

第百十二条 保護観察所の長は、 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が

親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、 現に、 その生活の

維持に著しい支障を生じている場合には、 当該決定を受けた者に対し、 金品を給与し、 又は貸与する等の

緊急の保護を行うことができる。

2 保護 観 察所の長は、 前項 の規定により支払った費用を、 期限を指定して、 当該決定を受けた者又は その

扶 養義務者から徴収しなければならない。 ただし、 当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、 その費用

を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

人材の確保等)

第百十三条 国は、 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識 に基づくより適切 な処

遇を行うことができるようにするため、 保護 観 察所等関 係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し

、その資質を向上させるように努めなければならない。

### 第五章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第百十四条 この法律の規定は、 対象者について、 刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の

規定による手続を行い、 又は刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、 少年刑務所、 拘置所若しくは少年

院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一 項 (第六十一 条第四項 合において て準用する場合を含む。)及び第二項 (第五十一 条第三項

に おいて準用する場合を含む。 並びに第八十一条第 項 の規定は、 同項に規定する者が、 刑事事件又は

少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、 適用し な ιį

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第百十五条 この法律の規定は、 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第 一項第二号の決定により入院に

よらない 医 療を受けてい る者について、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行

われることを妨げない。

第百十六条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施のため必要な事項は、 政令で定める。

### 罰則

第百十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、 この法律の規定に基づく職務 の執行に関して知り得た人の

秘 密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

[審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあっ

精神保健 た者

第三十七条第 項、 第五十二条、 第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられ

師

指定医

療機関

の管理者若しくは社会保障審議会の

委員又はこれらの

職

にあっ

た者

2 精 神保健指定医又は精神保健指定医であった者が、 第八十七条に 規定する職務の執行に関 U て知り 得た

人の 秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、 前項と同様とする。

3 執 行を補 指 定 矢 助 療 機関 するに際して知り の 職員又はその職に 得 た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、 あった者が、 この法律の規定に基づく指定医 第 一療機関 項 と同様とする。 の管理 者の 職 務の

第百十八条 精神 保 健 審判員若 U くは精神保健参与員又はこれらの職にあっ た者が正当な理 由がなく評 議 の

経過又は裁判官、 精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金

た医

#### に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、 同項 の規定によ

る診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、 正当な理

由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは 虚偽 の報告をし、

項の規定による検査若しくは診察を拒み、 妨 げ、 若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対

、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法 人又は人の業務

に関して前条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても同条の刑を科す

る。

第百二十一条 第八十八条の規定に違反した者は、 十万円以下の過料に処する。

附則

同

#### (施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

#### (経過規定)

この法律は、 この法律の施行前に対象行為を行った者であって、この法律の施行後になされた公訴

を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認

められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の

規定による刑を減軽をする旨の裁判が確定した者についても、 適用する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

### (検察官の通報)

第二十五条 検察官は、 精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたと

き、又は 裁判 . ( 懲役、 禁錮又は拘留の刑を言い 渡 し執行猶予の言渡しをしない 裁判を除く。 が確 定し

たときは、 速やかに、 その旨を都道府県知 事に通報しなければならない。 ただし、 当該不起訴処分をさ

れ 又は裁判を受けた者について、 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に

関する法律 平

2

検察官は、

前

頃本文に規定する場合のほ

か、

精神障害者若しくはその疑

11

のある被疑者若

しく

は

被告

限

りでな

成十四年法律第 号 ) 第三十三条第一 項の申立てをしたときは、 この

人又は 心 神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者 一同 . 法 第

条第三項に規定する対象者をいう。 第二十六条の三及び第四十四条第 一 項 E お いて同じ。 につ

特に 必要があると認めたときは、 速やかに、 都道府県知事に通報 Ü なけ れば ならな l,

第二十六条の二の次に次の 条を加 える。

心神喪失等の 状態で 重大 な他害 行為を行つた者に係る通 報

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行っ た 者 の 医 療 及び観察等に関する法 律第二条第

同法の対象者であつて同条第五項に

六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、

規定する指定入院医療機関に入院してい ないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は 他人に害を

及ぼすおそれがあると認めたときは、 直ちに、その旨を、 最寄りの保健所長を経て都道府県知事 通 報

しなければならない。

第三十二条第六項中「できる者」 の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及

び 観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」 を加える。

第四十四条を次のように改める。

心 神 喪失等 の状態 で 重大な他害行為を行つた者に係る手続等との 関 係

第四十四条 こ の 章 の規定は、 心神喪失等の状態 で重大な他 害行 為を行っ た者の 医 療及び観察等に関

法 律 の 対象者につい て、 同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げる も の

ではない。

2 こ の 章第一 節 から前 節 までの 規定は、 心 神喪失等 の状態 で重大な他害行為を行っ た 者 の 医 療 及び 観 察

等に関-する法律第三十四条第 項前段若しくは第六十条第 一項前段の命令若しくは第三十七 条第五 項前

段若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二条第 項 第 一 号若しく

する

は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、 適用しない。

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四条 社会保険診 療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百

十四号)第四十条第五項」を「、 感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律(平 成十 · 注 法

第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医

する法律 ( 平成十四年法律第 号 )

律第百十四号)

に

「又は感染症の予防及び感染

症

の

患

者に

療及び観

察等

に 関

の患者に対する医

療

に

関

す

る法

第八十四条第三項」

に関する法律第四十条第六項」 を「、 感染症 の予防及び感染症

対する医

療

律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八

十四条第四 頂 に 改める。

法 務省設置 法 の 部改正)

第五条 法務省設置法 (平成十一 年 法律第九十三号)

の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一 号を加える。

十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年

法律第 号)の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並

びに生活環境の調査及び調整に関すること ( 厚生労働省の所掌に属するものを除く。

第二十四条中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行

った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六条 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「(昭和二十五年法律第百二十三号)」の下に「、 心神喪失等の状態で重大な他

害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)」を加える。